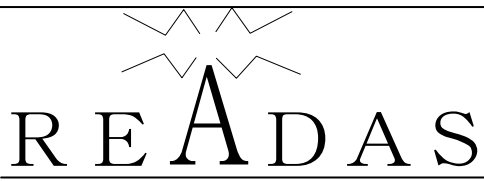


第 5317 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2015年)平成27年 9月28日 月曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇩ スキャナ保存の要件が改正に

Q：スキャナ保存の要件が改正になったそうですが、どのようになったのですか？

A：次のように緩和されました。適用を受けるには、9月30日以後に申請書を提出する必要があります。

【解説】

平成27年度の税制改正で、電子帳簿保存法におけるスキャナ保存の要件が次のように改正されました。

①対象となる書類

これまでは、領収書等に記載された金額が3万円未満のものに限りスキャナ保存の対象となっていました。金額に関わらず全てが対象とされました。

②保存の要件

スキャナ保存の際に必要なとされていた電子署名が不要となり、代わりにタイムスタンプを付すこととされました。

また、業務処理サイクル方式を採用する際に必要とされていた国税関係帳簿に係る電磁的記録等による保存制度の承認が不要になりました。

③その他

見積書などの一般書類をスキャナ保存する際に必要とされていた書類の大きさ情報の保存が不要になりました。

また、一般書類をスキャナ保存する際にカラー諧調により読み取る必要がありました。白黒諧調（グレースケール）による読み取りも認められることとなりました。

